



# 三重県公報

平成25年1月8日(火)  
第 2460 号  
毎週火・金曜日発行

## 目 次

(番号)	(題 名)	(担当)	(頁)
<b>規 則</b>			
2	三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則	(流域管理課)	2
<b>告 示</b>			
1	平成25年三重県議会定例会の招集	(財政課)	2
2	大規模小売店舗立地法の規定による大規模小売店舗の変更の届出	(サービス産業振興課)	2
3	同伴	(同)	3
4	同伴	(同)	4
5	同伴	(同)	5
<b>選 管 告 示</b>			
6	三重海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数	(選挙管理委員会)	5
<b>監 査 委 員 公 表</b>			
1	監査結果の公表	(監査委員)	6
<b>公 告</b>			
	土地改良区役員の退任及び就任の届出	(農地調整課)	30
	宅地建物取引業者の業務の全部停止を命じた旨	(建築開発課)	31
<b>特 定 調 達 公 告</b>			
	一般競争入札を行う旨	(法務・文書課)	32

規 則

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布します。

平成二十五年一月八日

三重県知事 鈴木英敬

三重県規則第二号

三重県砂防指定地等管理条例施行規則の一部を改正する規則

三重県砂防指定地等管理条例施行規則（平成十五年三重県規則第二号）の一部を次のように改正する。

第三条第一号中「において、当該土地の利用の現況を変更することなくする」を「おける」に改め、同号に次のように加える。

ニ 電柱その他これに準ずる構状の工作物を設置するために行われる掘削

ホ ボーリングその他これに準ずる方法により地下の状況を調査するために行われる掘削

第三条に次の一号を加える。

六 条例第四条の許可を受けて造成された土地の区域内において、当該土地の利用目的を変更することなくする行為

附 則

この規則は、平成二十五年二月一日から施行する。

告 示

三重県告示第1号

平成25年三重県議会定例会を次のとおり招集します。

平成25年1月8日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 期日 平成25年1月17日
- 2 場所 三重県議会議事堂

三重県告示第2号

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第1項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成25年1月8日

三重県知事 鈴木英敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
伊勢みそのショッピングセンター  
伊勢市御菌町大字長屋字溝畑 2136 ほか 59 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗を設置する者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者氏名
変更前	宇治山田開発株式会社	伊勢市勢田町字中起 281 番地	向井 徹也

変更後	宇治山田開発株式会社	伊勢市御薊町長屋 2136 番地	向井 徹也
-----	------------	------------------	-------

(2) 大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者氏名
変更前	株式会社とよはた	伊勢市勢田町字中起 281 番地	植杉 好英
変更後	株式会社とよはた	伊勢市御薊町長屋 2136 番地	中野 史紹

3 変更年月日

2 の(1) 平成 24 年 8 月 1 日

2 の(2) 平成 19 年 5 月 4 日及び平成 24 年 8 月 1 日

4 変更理由

代表者の変更及び本社の移転のため

5 届出の日

平成 24 年 12 月 13 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 25 年 1 月 8 日から同年 5 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

### 三重県告示第 3 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 25 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場ベリー小俣店

伊勢市小俣町相合 431 番地ほか 7 筆

2 変更事項

大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者氏名
変更前	株式会社とよはた	伊勢市勢田町字中起 281	植杉 好英
変更後	株式会社とよはた	伊勢市御薊町長屋 2136 番地	中野 史紹

3 変更年月日

平成 19 年 5 月 4 日及び平成 24 年 8 月 1 日

4 変更理由

代表者の変更及び本社の移転のため

5 届出の日

平成 24 年 12 月 13 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 25 年 1 月 8 日から同年 5 月 8 日まで

開庁日の午前 9 時から午後 5 時まで

三重県告示第 4 号

大規模小売店舗立地法（平成 10 年法律第 91 号。以下「法」という。）第 6 条第 1 項及び第 2 項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第 3 項の規定により次のとおり公告します。

法第 8 条第 2 項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のため配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から 4 月以内に三重県雇用経済部サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第 8 条第 3 項の規定により公告し、縦覧します。

平成 25 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 大規模小売店舗の名称及び所在地

生鮮市場ベリー藤里店  
伊勢市藤里町字六反田 603 番 1 ほか 7 筆

2 変更事項

(1) 大規模小売店舗の名称

(変更前) (仮称) 生鮮市場ベリー藤里店  
(変更後) 生鮮市場ベリー藤里店

(2) 大規模小売店舗を設置する者及び当該大規模小売店舗において小売業を行う者の氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名

	氏名又は名称	住所	代表者氏名
変更前	株式会社とよはた	伊勢市勢田町字中起 281 番地	中野 史紹
変更後	株式会社とよはた	伊勢市御園町長屋 2136 番地	中野 史紹

(3) 大規模小売店舗の施設の運営方法に関する事項

ア 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	氏名又は名称	開店時刻	閉店時刻
変更前	株式会社とよはた	午前 9 時 40 分	午後 10 時
	未定		
変更後	株式会社とよはた	午前 9 時	午後 10 時
	未定		

イ 来客が駐車場を利用することができる時間帯

(変更前) 午前 9 時から午後 10 時 30 分まで  
(変更後) 午前 8 時 45 分から午後 10 時 30 分まで

3 変更年月日

2 の (1) 平成 22 年 11 月 30 日  
2 の (2) 平成 24 年 8 月 1 日  
2 の (3) 平成 24 年 12 月 21 日

4 変更理由

2 の (1) 関係者の総意によるため  
2 の (2) 本社移転のため  
2 の (3) 消費者の利便性を考慮するため

5 届出の日

平成 24 年 12 月 13 日

6 届出等の縦覧場所

三重県雇用経済部サービス産業振興課

7 届出等の縦覧の期間及び時間

平成 25 年 1 月 8 日から同年 5 月 8 日まで

開庁日の午前9時から午後5時まで

**三重県告示第5号**

大規模小売店舗立地法（平成10年法律第91号。以下「法」という。）第6条第2項の規定により下記の大規模小売店舗を設置する者から変更の届出がなされたので、同条第3項の規定により次のとおり公告します。

法第8条第2項の規定に基づき、当該大規模小売店舗を設置する者がその周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項について意見を有する者は、「1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあっては代表者の氏名 2 意見の対象となる大規模小売店舗の名称及び所在地 3 その周辺の地域の生活環境の保持のために配慮すべき事項 4 意見の内容（日本語により、意見の理由を含めて記載する。）」を記載した意見書をこの公告の日から4月以内に三重県雇用経済部サービス産業振興課に到着するように提出してください。

なお、提出された意見は、法第8条第3項の規定により公告し、縦覧します。

平成25年1月8日

三重県知事 鈴木 英 敬

- 1 大規模小売店舗の名称及び所在地  
スーパーサンシ菰野繁盛店  
三重郡菰野町大字宿野字神明田 363 番地ほか 16 筆

2 変更事項

- (1) 大規模小売店舗において小売業を行う者の開店時刻及び閉店時刻

	名 称	開店時刻	閉店時刻
変更前	スーパーサンシ株式会社	午前9時30分	午前0時
変更後	スーパーサンシ株式会社	午前9時	午前0時

- (2) 来客が駐車場を利用することができる時間帯

駐車場	変更前	変更後
駐車場A	午前9時15分から午前0時30分まで	午前8時45分から午前0時30分まで
駐車場B	午前9時15分から午前0時30分まで	午前8時45分から午前0時30分まで
駐車場C	午前9時15分から午後8時30分まで	午前8時45分から午後8時30分まで

- 3 変更年月日  
平成24年12月21日
- 4 変更理由  
消費者の利便性を考慮するため
- 5 届出の日  
平成24年12月13日
- 6 届出等の縦覧場所  
三重県雇用経済部サービス産業振興課
- 7 届出等の縦覧の期間及び時間  
平成25年1月8日から同年5月8日まで  
開庁日の午前9時から午後5時まで

**選 管 告 示**

**三重県選挙管理委員会告示第6号**

漁業法（昭和24年法律第267号）第99条第1項の規定による三重海区漁業調整委員会委員の選挙権を有する者の総数の3分の1の数を同条第2項の規定に基づき次のとおり告示します。

平成23年三重県選挙管理委員会告示第125号は廃止します。

平成25年1月8日

三重県選挙管理委員会委員長 浅 尾 光 弘

3分の1の数 3,341

**監査委員公表****監査委員公表第1号**

地方自治法（昭和22年法律第67号）第242条第1項の規定に基づく請求に係る監査の結果を、同条第4項の規定により次のとおり公表します。

平成25年1月8日

三重県監査委員 植田 十 志 夫  
三重県監査委員 田 中 正 孝

**第1 監査の請求**

- 1 監査請求のあった日 平成24年10月26日
- 2 請 求 人 住 所 松阪市飯南町下仁柿939番地3  
氏 名 樋口 喜一郎

**第2 請求の受理**

本件請求は、所要の法定要件を具備しているものと認めて受理した。

**第3 請求人の陳述等**

平成24年12月5日、地方自治法第242条第6項の規定に基づき、請求人に対して証拠の提出と陳述の機会を設けた。

また、同日、三重県議会事務局職員の陳述を聴取した。

**第4 監査委員の除斥**

本件請求の監査において、青木謙順監査委員及び後藤健一監査委員は、地方自治法第199条の2の規定により除斥された。

**第5 監査の結果**

上記の住民監査請求について監査した結果を次のとおり請求人宛て通知した。

監査 第 75 号  
平成 24 年 12 月 21 日

樋 口 喜一郎 様

三重県監査委員 植 田 十志夫  
三重県監査委員 田 中 正 孝

### 住民監査請求について

平成 24 年 10 月 26 日に提出された住民監査請求（以下「本件請求」という。）について、地方自治法（昭和 22 年法律第 67 号。以下「法」という。）第 242 条第 4 項の規定に基づき監査した結果は次のとおりです。

なお、本件請求において、青木謙順監査委員及び後藤健一監査委員は、法第 199 条の 2 の規定により除斥されました。

### 記

#### 第 1 監査の請求

##### 1 請求の趣旨

三重県職員措置請求書、事実証明書に記載された事項、陳述の内容及び追加陳述書を勘案して、請求の趣旨を次のように理解した。

中西勇三重県議会議員（以下「関係人」という。）に関する、平成 23 年度の議員に係る政務調査費の支出には問題があり、法第 100 条第 14 項及び第 15 項（平成 24 年法律第 72 号による改正前のもの。以下同じ。）の規定に基づき定められた三重県政務調査費の交付に関する条例（平成 13 年三重県条例第 49 号。以下「条例」という。）に規定されている三重県議会議員（以下「本県議会議員」という。）の調査研究に資するための必要な経費とは認められない、違法ないしは不当な請求をしている。

- (1) 事務所費として、株式会社ナウ工房と折半のうえ、平成 23 年 5 月分ないし 24 年 3 月分の各月 30,000 円、合計金額 330,000 円を計上しているが、当該事務所とされている箇所は、関係人の親族が代表取締役をしている株式会社ナウ工房に係る事務所であり、政務調査活動の事務所として使用の実態が外部から観てもないことを確認している。

以上のことから、事務所費関係分として請求された 330,000 円は、突出した経費として計上されており著しく不当性が高い。

- (2) 三重県版事業仕分けや議員報酬等に関する在り方調査会（以下「議員報酬在り方調査会」という。）まで政務調査であるとして、これに係る旅費等を調査研究費として計上しているが、議員報酬在り方調査会の結果は後日議会に何らかの形で報告されるものであり、これらの支出は県民感覚として容認できないものである。自らの主張に資するのであれば行くのは当然であるが、県政に資するものではない。

以上のことから、平成23年9月17日分の用務が「三重県版事業仕分け調査」とされている2,700円、23年10月17日分の用務が「議員報酬あり方調査会参加」とされている2,600円、23年11月9日分の用務が「議員報酬あり方調査会、ヒアリング、伊勢総合庁舎現場調査」とされている4,400円、24年1月30日分の用務が「議員報酬あり方調査会傍聴（調査会出席）」とされている2,600円及び24年3月26日分の用務が「議員報酬あり方調査会（政務調査ヒアリング）第9回あり方調査会傍聴」とされている2,600円、合計金額が14,900円となる調査研究費は、全く不当な支出である。

- (3) 松阪市内に居住する者はもちろんであるが、本県議会議員であれば当然行くべき祭りについてまで、政務調査と称してこれに要した経費まで政務調査費に計上している。本県議会議員であるので、県内の全ての祭りに行っておれば格別、これらは全て松阪市内の祭りばかりであり、一般市民であれば自らの小遣いで行っているものである。

以上のことから、平成24年2月19日分の用務が「うきさと町の過疎地域の活性化事業の調査、美し国市町対抗駅伝応援による調査」とされている1,800円、24年2月26日分の用務が「三雲町（松浦武四郎調査）、飯高町川俣（住民協議会活動調査）、大河内街づくり協議会調査」とされている3,900円及び24年3月10日分の用務が「松阪観光振興調査（第4回宝恵籠道中）」とされている450円、合計金額が6,150円となる調査研究費は、容認できない不当な支出である。

- (4) 社団法人倫理研究所（以下「倫理研究所」という。）が主催する、宗教性の強い団体とすることができる倫理法人会による早朝会の会費を政務調査費として計上しているが、一般人が自己の研鑽のために参加する研修会の費用であって、県政に資するものではない。

以上のことから、平成23年5月分ないし24年3月分の各月10,000円、合計金額110,000円の研修費は、到底容認できない違法性の高い不当な支出である。

- (5) 資料購入費のうち「その他資料購入費」として94,550円支出しており、その中には日本建築学会資料年間購読料12,000円が含まれているが、これは関係人が建築士であるからであり、そのツケを県民の税金で支払わせようとするものである。



また、株式会社ナウ工房は会社組織であり、上記購読料は経費算入できる性質のもので、これを生かして質問をしたとしても、建築士としての職業上当然知り得る知識、常識であり、その一部でもあることから、質問できるのはごく当たり前のことであり、県政に資するとはいえない。

また、資料購入費の「その他資料購入費」のうち日本建築学会資料年間購読料12,000円以外の新聞購読料等についても、全て政務調査費が充てられており、これらについて税金で支払われることには疑問がある。

以上のことから、資料購入費のうち「その他資料購入費」として支出された94,550円については、全て不当な支出である。

- (6) 広報費の支出は、その内訳や添付された文書で判断すると、みんなの党の政党活動がほとんどであり、入会案内までである。また、封筒にはみんなの党との記載もあり、通信費を含めてこれらは全て政党から支出されるべきものである。

更に、「活動報告（保存版）」との表題の広報紙（以下「活動報告」という。）は、既刊の広報紙を合本したものであり、そもそもこのような冊子を改めて発行し、これに要した費用を政務調査費で支出することは認められない。

以上のことから、広報費として支出された374,990円については、違法性の高い不当な支出である。

- (7) 上記第1の1(1)ないし(6)に記載の事項は、いずれも不当な支出であるから、三重県知事は関係人に対して上記第1の1(1)ないし(6)に記載された事項について支出された合計金額930,590円を返還するよう命じることを請求する。

## 2 監査対象事項

本件請求にかかる監査対象事項は、「関係人に関する平成23年度の議員に係る政務調査費の各使途項目別の支出中、事務所費のうち上記第1の1(1)記載関係分の330,000円、調査研究費のうち上記第1の1(2)及び(3)記載関係分の計21,050円、研修費のうち上記第1の1(4)記載関係分の110,000円、資料購入費のうち「その他資料購入費」の94,550円並びに広報費の全額である374,990円、合計金額930,590円に係る支出は、違法ないしは不当な公金の支出に当たるか。」とした。

## 3 対象部局の監査等

平成24年11月20日に、政務調査費に係る事務を所管する三重県議会事務局（以下「議会事務局」という。）の監査を実施した。

また、平成24年12月7日に、関係人に対し文書にて調査を実施したところ、24年12月14日付けで回答（以下「関係人調査回答」という。）を得た。

## 第2 事実関係の調査

### 1 政務調査費制度の概要

#### (1) 法律の規定

政務調査費制度については、法第100条第14項及び第15項に規定され、第14項は「普通地方公共団体は、条例の定めるところにより、その議会の議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、その議会における会派又は議員に対し、政務調査費を交付することができる。この場合において、当該政務調査費の交付の対象、額及び交付の方法は、条例で定めなければならない。」と規定している。

政務調査費制度の趣旨については、「地方分権の推進を図るための関係法律の整備等に関する法律の施行により、地方公共団体の自己決定権や自己責任が拡大し、その議会の担う役割がますます重要なものとなってきたことにかんがみ、議会の審議能力を強化し、議員の調査研究活動の基盤の充実を図るため、議会における会派又は議員に対する調査研究の費用等の助成を制度化し、併せてその使途の透明性を確保しようとしたものである。」（最高裁平成17年11月10日第一小法廷）とされている。

#### (2) 条例の規定

これを受け、三重県では条例を制定し、本県議会議員の調査研究に資するため必要な経費の一部として、議会における会派及び議員に対して政務調査費を交付することとした。条例は第9条（政務調査費の使途）において、「会派及び議員は、政務調査費を別表に定める使途の項目ごとに議長が別に定める使途基準に従い支出しなければならない。」と定めている。

なお、本件請求では、関係人の議員に係る政務調査費の一部について監査対象事項としたことから、これに関連する記述のみを行い、会派に係る政務調査費については原則として記載していない。

#### 条例 別表（第9条・第10条関係）

種別	使途の項目
議員に係る政務調査費	調査研究費 研修費 会議費 資料作成費 資料購入費 広報費 事務所費 事務費 人件費

#### (3) 議長が定める基準

更に、議長が別に定める使途基準として、三重県政務調査費の交付に関する条例施行規程（平成19年三重県議会訓令第2号。以下「規程」という。）第5条（政務調査費の使途基準。以下「本件使途基準」という。）は、「条例第9条に規定する政務調査費の使途基準は、会派に係る政務調査費については別表第1、議員に係る政

務調査費については別表第2のとおりとする。」と規定している。

規程 別表第2（第5条関係）

使途項目	支出科目及び内容
調査研究費 議員が行う三重県の事務及び地方行財政に関する調査研究並びに調査委託に要する経費	旅費（調査、視察、研究活動等に要する旅費） 需用費（調査研究活動に必要な消耗品等） 委託料（個人・団体に調査研究を委託する経費） 負担金（調査研究に必要な研究会等参加負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）
研修費 団体等が行う研修会、講演会等への議員及び議員の雇用する職員の参加に要する経費	旅費（研修会等へ参加するのに必要な旅費） 負担金（研修会、講演会に参加するための負担金） その他（連絡調整に必要な経費等）
会議費 議員が行う地域住民の県政に関する要望、意見を吸収するための各種会議に要する経費	旅費（会議の準備、運営参加等に必要な旅費） 需用費（会議の消耗品、茶菓代、資料印刷費等） 使用料（会議の会場及び機材借上費） その他（連絡調整に必要な経費等）
資料作成費 議員が議会審議に必要な資料を作成するために要する経費	需用費（資料の印刷製本費等） 手数料（作成する資料の原稿料、筆耕翻訳料等） その他（連絡調整に必要な経費等）
資料購入費 議員が行う調査研究のために必要な図書・資料等の購入に要する経費	図書購入費（書籍等購入に必要な経費） その他資料購入費（新聞雑誌購読料、ビデオ等図書以外の資料購入費等）
広報費 議員が行う議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に要する経費	旅費（広報活動に必要な旅費） 需用費（広報紙、報告書等の印刷製本費等） 通信運搬費（広報紙、報告書の配布送料等） その他（連絡調整に必要な経費等）
事務所費 議員が行う調査研究に必要な事務所の設置、管理に要する経費	賃借料（事務所の賃借料） 管理運営費（事務所の光熱水費等に要する経費） その他（事務所の管理運営に要する経費）

使途項目	支出科目及び内容
事務費 議員が行う調査研究に係る事務遂行に要する経費	需用費（事務用品等の消耗品購入費用等） 通信運搬費（電話、FAX等に必要な経費等） その他（備品購入、リース又は連絡調整等に必要な経費等）
人件費 議員が行う調査研究を補助する職員を雇用する経費	職員の給料、手当、社会保険料、賃金等

#### （４）ガイドライン

規程の運用については、「政務調査費を使用するに当たり、これまで規程で定める使途基準の外には議会として統一されたガイドラインもなく、議員間において統一性に欠ける課題」（「政務調査費ガイドライン（平成21年6月改正版）」2頁）があったことから、議長の提案により、平成19年12月に全会派の経理責任者を含む8名の議員で構成される「政務調査ワーキンググループ」が設けられ、全国都道府県議会議長会の資料に基づき、政務調査費の使途の基準・按分の考え方等について議論した結果、20年3月、議会として統一した「政務調査費の運用に係るガイドライン」が策定された。

また、平成20年4月1日に改正条例が施行され、収支に係る報告書に全ての領収書添付が義務付けられたことなどから、21年3月に「政務調査費ガイドライン（平成21年3月改正版）」が策定され、20年度交付分から適用されており、その後「政務調査費ガイドライン（平成21年6月改正版）」（以下「ガイドライン」という。）として改訂されて現在に至っている。ガイドラインは、政務調査費の一層の適正な執行を確保するため、会派及び議員が政務調査費を充当するに当たっての具体的基準として示されている。

## 2 関係人の議員に係る政務調査費の支出等の状況

### （１）会派等の通知

条例第6条第1項には、「議長は、政務調査費の交付を受けようとする会派及び議員について、議長が別に定める様式により毎年度4月5日までに知事に通知しなければならない。」とあるが、条例第6条第2項においては、年度途中で異動が生じた場合の事務処理について「議長は、前項の規定による通知の後、当該年度終了までの間において、前条の規定による届出がなされ、前項の規定による通知の内容に異動が生じたときは、議長が別に定める様式により速やかに知事に通知しなければならない。」と規定している。事実関係を調査したところ、平成23年4月に本

県議会議員の一般選挙が執行され、関係人の議員の任期は23年4月30日からであるため、年度途中における異動として、条例第6条第2項に基づき、23年5月12日付け三議第80号にて、関係人が23年度政務調査費の交付を受けようとする議員である旨の通知がなされていた。

(2) 交付の決定及び支出負担行為

ア 当初交付決定

条例第7条には、「知事は、前条の規定による通知に係る会派及び議員について、政務調査費の交付の決定を行い、会派の代表者及び議員に通知しなければならない。」とあるが、事実関係を調査したところ、平成23年5月12日付けで交付決定がされていた。

なお、関係人の議員に係る交付決定の内容は、交付決定額1,980,000円（交付月額180,000円、第1四半期360,000円、第2ないし第4の各四半期が、それぞれ540,000円）であった。

また、交付決定に基づき平成23年5月12日付けで、支出科目、平成23年度、一般会計、(款)議会費(項)議会費(目)議会費(節)負担金、補助金及び交付金、にて支出負担行為が決議されていた。

イ 変更交付決定

平成23年7月1日に条例の一部を改正する条例が公布されたことにより、会派に係る政務調査費について交付決定額の減額があったが、議員に係る政務調査費については変更がなかった。

このため、関係人の議員に係る政務調査費についても、交付決定額に変更はなかった。

(3) 政務調査費の請求及び交付

条例第8条第1項には、「会派の代表者及び議員は、前条の規定による通知を受けた後、毎四半期の最初の月の10日（その日が県の休日に当たるときはその日に続く県の休日でない日）までに、議長が別に定める様式により当該四半期に属する月数分の政務調査費を知事に請求するものとする。」とあるが、事実関係を調査したところ、以下の表のとおり、平成23年度政務調査費請求書が提出され、これに基づき支出の命令がされていた。

## (関係人の議員に係る政務調査費の請求等の状況)

	請求状況	支出状況		
	請求年月日	支出命令 起案日	支出命令 金額 (円)	支払 (予定) 日
23 年 5～6 月分	23 年 5 月 12 日	23 年 5 月 17 日	360,000	23 年 5 月 20 日
23 年 7～9 月分	23 年 7 月 1 日	23 年 7 月 8 日	540,000	23 年 7 月 14 日
23 年 10～12 月分	23 年 10 月 3 日	23 年 10 月 6 日	540,000	23 年 10 月 13 日
24 年 1～3 月分	24 年 1 月 4 日	24 年 1 月 4 日	540,000	24 年 1 月 12 日
合 計			1,980,000	

## (4) 収支報告書

条例第 10 条第 1 項によれば、「会派の代表者及び議員は、議長が別に定める様式により、次に掲げる事項を記載した政務調査費に係る収入及び支出の報告書（以下「収支報告書」という。）を、毎年度終了後 30 日以内に議長に提出しなければならない。」とあるが、事実関係を調査したところ、平成 24 年 4 月 11 日付けで関係人の議員に係る政務調査費の収支報告書が提出されていた。

その記載事項は以下のとおりである。

- ア 報告対象期間：平成 23 年 5 月 1 日～平成 24 年 3 月 31 日
- イ 収入：政務調査費、1,980,000 円
- ウ 支出：以下の表のとおり
- エ 残余額：657,577 円

## (関係人の議員に係る政務調査費の支出状況)

(単位：円)

	支出	内訳
調査研究費	103,820	旅費 103,820
研 修 費	113,250	旅費 2,750、負担金 110,500
会 議 費	5,110	使用料 5,110
資料作成費	0	—
資料購入費	98,888	図書購入費 4,338、その他資料購入費 94,550
広 報 費	374,990	需用費 313,615、通信運搬費 61,375
事 務 所 費	330,798	賃借料 330,000、その他 798
事 務 費	295,567	需用費 166,365、通信運搬費 45,727 その他 83,475
人 件 費	0	—
合 計	1,322,423	

## (5) 政務調査費の返還

条例第 12 条第 1 項によれば、「会派の代表者及び議員は、第 10 条第 1 項第 3 号に掲げる額が生じた場合においては、当該額を収支報告書の提出後速やかに返還しなければならない。」とあるが、事実関係を調査したところ、関係人の議員に係る政務調査費の残余额（657,577 円）については、平成 24 年 7 月 6 日付けで調定がなされ、同日に納入通知書が発付（納期限は 24 年 7 月 30 日）されていた。なお、収納済通知書を確認したところ、納期限日である 24 年 7 月 30 日に全額が納付されていた。

## (6) 収支報告書等修正届

規程第 10 条第 1 項によれば、「会派の代表者及び議員は、条例第 10 条の規定により提出した収支報告書及び証拠書類等の記載等の修正をしようとするときは、第 16 号様式により議長に届け出なければならない。」とあるが、事実関係を調査したところ、以下の内容のとおり、修正届が提出されていた。

なお、以下は本件請求に係る関係分のみを抜粋したものである。

## ア 平成 24 年 9 月 13 日付け収支報告書等修正届

これは平成 24 年度定期監査意見（議会事務局に対する総括本監査の実施日は、24 年 9 月 12 日）を受け、9 月 13 日付けで収支報告書等修正届が提出されたものである。

なお、これらの修正は、誤記の訂正等を内容としており、返還額は発生していない。

- (ア) 平成 24 年度定期監査において、監査対象部局である議会事務局から提出された関係書面で確認したところ、事務所費に関して、事務所賃貸借契約書第 2 条第 1 項には、「中西いさむ後援会事務所として使用し、その他の目的に使用しないものとする」との記載があり、後援会活動経費への支出は、ガイドラインの規定（「IV使途基準」の「2 政務調査費を支出することが不適切と考えられる例」の「(1) 政務調査費を充当するのに適さない例」の「③後援会活動経費への支出」）では、政務調査費を充当するのに適しないとされているところ、事務所費を按分率 2 分の 1 として計上（賃貸料月額 60,000 円に 11 月を乗じ、これに按分率である 2 分の 1 を乗じた 330,000 円）されている、との監査意見に対して、上記賃貸借契約書第 2 条第 1 項中の「中西いさむ後援会事務所」の「後援会」とある記載は誤記であるとして、当該部分を抹消して修正された上記賃貸借契約書の写しが提出された。

なお、訂正の理由としては、上記物件に係る関係人の後援会事務所を置くほか、政務調査活動の事務所として使用する必要があるため、賃貸人と協議のうえ改めら

れたとしている。

- (イ) 平成 24 年度定期監査において、広報費に係る領収書等一覧における、平成 24 年 1 月 19 日支出「1 月広報印刷費 20,000×1/2」の支出金額が 20,000 (円) となっていることについて誤りがある、との監査意見を付したところ、「1/2」とある記載は誤記であるとして、修正された領収書等一覧が提出された。

イ 平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届

これは、関係人において、再度証拠書類等を精査したところ、修正を要すべき箇所があったとして提出されたものである。

なお、これらの修正に伴い、返還額が発生した。

- (ア) 事務所費に関して、事務所賃貸借契約書に記載の賃貸物件所在地（以下「物件所在地」という。）には、関係人の政務調査活動の事務所及び後援会事務所をそれぞれ置いているが、更に物件所在地にはみんなの党の政党支部を置いているとの理由により、按分率を 3 分の 1 とする修正を行った。

このことにより、既充当額 330,000 円から修正後充当額 220,000 円を差し引いた 110,000 円の返還額が発生することとなった。

併せて、事務所費として計上されていた蛍光灯 798 円についても、その全額を充当していたところ、3 分の 1 にて按分するとの修正が行われた。

このことにより、既充当額 798 円から修正後充当額 266 円を差し引いた 532 円の返還額が発生することとなった。

- (イ) 広報費に関して、活動報告及び 1 月広報について、その一部にそれぞれ政務調査活動に該当しない部分があるとの理由により、活動報告については 82%、1 月広報については 87%が、それぞれ政務調査費を充てることができる部分であるとして、所要の修正が行われた。

議会事務局の説明によると、「政務調査での充当しない箇所の高さを計測し、A4 紙の高さ (29.7 cm) との割合で削除率を求めた。その率を 5%刻みで削除したものをそのページの按分率とした。」として算出されている。

なお、平成 24 年 4 月 11 日付けで提出された収支報告書において、活動報告については、表表紙と裏表紙の各 1 頁及び内容 22 頁の合計 24 頁で構成されているところ、関係人は活動報告には政党活動といわざるを得ない紙面が 2 頁あるとして、その印刷に要した経費 213,780 円については、按分率である 24 分の 22 を乗じた 195,965 円を充当額としていた。



## (活動報告に係る按分率算定の状況)

頁	内容	該当しない 箇所の高さ (cm)	削除率 (%)	按分率 (%)
表表紙	活動報告表表紙	0	0.00	100
内容 1	あいさつ	3.3	11.11	85
内容 2	三重県議会中西いさむ広報 創刊号	1.3	4.38	95
内容 3	三重県議会中西いさむ広報 2号	0	0.00	100
内容 4	県議会一般質問の記事	0	0.00	100
内容 5	三重県議会中西いさむ広報 3号	0	0.00	100
内容 6	同上	0	0.00	100
内容 7	三重県議会中西いさむ広報 4号	3.0	10.10	85
内容 8	同上	0	0.00	100
内容 9	三重県議会中西いさむ広報 5号	4.4	14.81	85
内容 10	同上	0	0.00	100
内容 11	三重県議会中西いさむ広報 6号	2.7	9.09	90
内容 12	同上	0	0.00	100
内容 13	三重県議会中西いさむ広報 7号	6.1	20.54	75
内容 14	同上	0	0.00	100
内容 15	三重県議会中西いさむ広報 8号	15.5	52.19	45
内容 16	同上	7.9	26.60	70
内容 17	三重県議会中西いさむ広報 9号	0	0.00	100
内容 18	同上	4.4	14.81	85
内容 19	三重県議会中西いさむ広報 10号	4.8	16.16	80
内容 20	同上	4.4	14.81	85
内容 21	みんなの党 2012年運動方針	29.7	100.00	0
内容 22	みんなの党 入党申込書等	29.7	100.00	0
裏表紙	活動報告裏表紙	0	0.00	100
合計				1,980

上記の算定に基づき、活動報告については、按分率の和である 1,980 を、按分しないものとした際の和である 2,400 で除した 82%を按分率と定め、また、活動報告内にもある 1月広報（内容 13 頁及び内容 14 頁）については、按分率の和である 175 を、按分しないものとした際の和である 200 で除した 87%を按分率として定めたことから、活動報告については、既充当額 195,965 円から修正後充

当額 175,299 円を差し引いた 20,666 円、1 月広報については既充当額 20,000 円から修正後充当額 17,400 円を差し引いた 2,600 円、合計金額 23,266 円の返還額が発生することとなった。

(ウ) 以上のとおり、平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届の提出により、合計金額 133,798 円の返還額が発生したが、これについては 24 年 12 月 18 日に全額が納入された。

### 第 3 監査委員の判断

#### 1 結論

監査対象部局の監査の結果等から総合的に判断すると、第 1 の 2 の監査対象事項記載に係る支出については、平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届の提出に伴い発生した返還額 133,798 円が、24 年 12 月 18 日に納入されており、これを超えて更に返還を要する金額は認められない。

従って、本件請求には理由がないものと判断し、これを棄却する。

#### 2 結論に至った理由

##### (1) 政務調査費支出の適否に係る判断基準

政務調査費制度に係る法の規定及びその趣旨については、第 2 の 1 (1) に記載のとおりであり、そのうち政務調査費の用途の基準に関しては、条例、規程及びガイドラインにおいて、それぞれ第 2 の 1 (2) ないし (4) に記載のとおり定められている。これらの規定等に鑑みると、「政務調査費が会派又は議員の調査研究活動を活発にして議会の審議能力を強化するためのものであることからすると、これをどのように活用するかは本来会派又は議員の自律的判断に委ねられるべき」（福岡高裁平成 24 年 1 月 31 日）ものというべきである。

他方、政務調査費の原資が公金であること、その用途が限定されていること、法第 100 条第 15 項及び条例第 10 条の規定に基づき、収支報告書を議長に提出するとともに、当該収支報告書には政務調査費に係る領収書その他の証拠書類の写し等を添付しなければならないとされていることなどからすると、これらの書類に照らし、社会通念上、県政に関する調査活動に資するための支出として、必要性、合理性を欠く支出については、本件用途基準等に合致せず法律上の原因がないものと認められる。（仙台高裁平成 23 年 9 月 30 日同旨）

また、違法性をもたらさないとしても、政務調査費制度の趣旨や本件用途基準等に照らし、適切であるということができない支出にあつては、当該支出は不当であるということができる。

ところで、本県の政務調査費の運用に当たっては、本件用途基準及びガイドライ

ン等に則して運用されているところ、これらは、政務調査活動に資するものであるか否かの基準を具体化しているということができ、また、これらが政務調査費の制度の趣旨に反するものであることをうかがわせる事情は見当たらない。よって、監査対象事項とした各支出が政務調査活動に資する支出に当るか否か、ないしは不当でないか否かについては、本件用途基準及びガイドライン等に反していないか否か、ないしはこれらに照らし不当でないか否かを基準に判断するのが相当であるから、原則としてこれらに拠ることとする。(東京高裁平成 21 年 9 月 29 日同旨)

## (2) 事務所費 (第 1 の 1 (1) 関係)

請求人は、事務所費として株式会社ナウ工房と折半のうえ計上されているが、当該事務所とされている箇所は、関係人の親族が代表取締役をしている株式会社ナウ工房に係る事務所であり、政務調査活動の事務所として使用の実態が外部から観てもないことを確認しているなどと主張している。

しかし、事務所費として計上されている賃貸料は株式会社ナウ工房との折半ではなく、政務調査活動に係る事務所とそれ以外の事務所数の按分によるものと認められる。

また、親族の経営する会社の事務所の建物について賃貸料を支払うことは、「当該事務所部分の使用関係ないし経費の負担関係を明確にしておくために当該部分について賃貸借契約を締結することは、それ自体別段不自然ということはず」(大阪高裁平成 19 年 12 月 26 日)とされており、更に、ガイドラインにはこれらの事情がある場合は、政務調査費を充てることが適切ではないとの記述も見受けられない。

ところで、政務調査活動に係る事務所に関しては、三重県議会ホームページの関係人の議員紹介欄には、連絡先住所として物件所在地が掲載されていること、広報紙「三重県議会中西いさむ広報」各号には関係人の事務所として物件所在地が表示されていること、作成されている封筒にも事務所の住所として物件所在地が表記されていることが認められる。

また、議会事務局の説明によると、関係人からは、物件所在地は政務調査活動の事務所、後援会事務所及びみんなの党の政党支部のそれぞれ事務所が置かれているとの説明を受けている旨が述べられている。

更に、関係人は当初から事務所費に係る政務調査費について、物件所在地に政務調査活動に係る事務所があるとして、按分率を 2 分の 1 としてこれを充当していることが認められる。

そうすると、物件所在地の事務所は、政務調査活動の事務所として使用されているものであると認められる。

また、政治資金規正法(昭和 23 年法律第 194 号)第 12 条第 1 項の規定による

政治団体の平成 23 年中の収支に関する報告書によれば、関係人に関する政治団体として「中西いさむ後援会事務所」及び「みんなの党三重県議会第 1 支部」の二団体の報告書が提出され、これらの事務所の所在地はいずれも物件所在地であるとして届出されており、これら以外に、物件所在地の事務所に他の事務所機能を併有しているとの事情をうかがうことはできないから、物件所在地の事務所は、政務調査活動の事務所、後援会事務所及びみんなの党の政党支部を置いているものと思料される。

ところで、関係人は、第 2 の 2 (6) イ (ア) に記載のとおり、物件所在地には、関係人の政務調査活動の事務所、後援会事務所及びみんなの党の政党支部を置いているとの理由により、事務所費に関して政務調査費に充当する割合として按分率 3 分の 1 を限度として充てるとの修正を行い、これに伴い 110,000 円を返還している。

この取扱いに関して、ガイドラインの規定（「IV 使途基準」の「3 按分に係る経費の取扱い」の「(1) 按分例」④）では、「政務調査の事務所と、同一住所の政治団体が複数存在する場合においては以下のとおりとする。」とされ、「ア. 事務所費」では、「(ア) 事務所賃貸料は、政治団体数と政務調査の事務所の合計数で按分、(イ) 事務所賃貸料を議員において説明できる合理的理由により (ア) 以外の方法で按分した場合は、按分の根拠となる合理的な理由を別紙にまとめ添付する」と規定されている。

関係人はこの規定に則して、事務所賃貸借契約書に記載の賃貸物件の賃貸料について、3 分の 1 に按分のうえ政務調査費を充てたものと認められるから、平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届の提出に伴う事務所費関係分返還額を超えて、更に返還を要すべき金額は発生していないというべきである。

### (3) 調査研究費（第 1 の 1 (2) 関係）

請求人は、三重県版事業仕分けや議員報酬在り方調査会まで政務調査であるとして、これに係る旅費等を調査研究費として計上しているが、議員報酬在り方調査会の結果は後日議会に何らかの形で報告されるものであり、これらの支出は県民感覚として容認できないなどと主張している。

ところで、調査研究活動については、その県政との「関連性、その目的、日程、訪問先、調査方法、必要性等も極めて広範な裁量の下に行われるものである」（札幌高裁平成 19 年 2 月 9 日）とされる一方、ガイドライン（「IV 使途基準」の「4 旅費の運用について」及び「5 政務調査費の支出の可否」の「(1) 旅費」）では、旅費の支出基準、旅費の支出時の注意点及び旅費の支出に係る事務処理等の各規定を設けている。

そこで、用務が「三重県版事業仕分け」とされている調査活動について見ると、三重県ホームページによれば、新たな行財政改革の取組の一環として実施し、「聖

域を設けることなく、全ての事業をゼロベースから見直すことで、『日本一、幸福が実感できる三重』の実現に向けて、税金の使い方を変えていきます。」とされ、その見直し対象事業の範囲として、「平成23年度予算にかかる全ての事務事業（約1,900本）」とし、この「約1,900本の事務事業について、『妥当性・必要性・有効性・効率性・緊要性』の5つの視点を基本に、各部局が評価・検証を行い」、「さらなる議論が必要と考えられる事業については、行財政改革専門委員会から意見をいただきながら、行財政改革推進本部において検討・協議を行い、外部の視点からその必要性や有効性などを公開の場で議論する事業仕分けを実施します。」とされている。

関係人は、平成23年9月17日に開催された公開の場で議論する事業仕分けについて、政務調査活動に資するものとして傍聴しており、これに要した旅費等について政務調査費を充てているが、この調査活動内容について、関係人調査回答では「仕分け人と県担当者との質疑応答を傍聴して、県が実施すべき事業であるかどうかの判断材料を調査した。」旨が述べられている。また、議会事務局の説明では、議論の内容は「知事等の事務の執行を監視する議会として重要な情報」であるとしており、これらの説明に不合理な点は見受けられない。

以上のことから、当該調査研究活動は、県政に関する調査活動に資するものであると思料されるから、当該支出は違法ないしは不当な支出であると認めることができない。

また、用務が「議員報酬あり方調査会」などとされている調査活動について、三重県議会ホームページ等では、議員報酬在り方調査会は、三重県議会基本条例（平成18年三重県条例第83号）第13条第1項の「学識経験を有する者等で構成する調査機関を設置することができる。」との規定に基づき、県議会として、「議員活動及び議会活動を支える議員報酬及び政務調査費の在り方について調査するため」設置され、平成23年8月6日開催の第1回会合から、24年6月28日開催の第14回会合まで実施し、24年1月30日に「三重県議会議員の活動と報酬のあり方～県民の期待・信頼に応える公選職を目指して～（中間報告）」、24年6月28日には最終報告書がそれぞれ提出されているとある。

関係人は、これらの各会合の一部について政務調査活動に資するものとして傍聴しており、これに要した旅費等について政務調査費を充てているが、これらの調査活動内容について、関係人調査回答では「議員報酬に関する調査結果と政務調査費に関する有識者の考え方とを調査した。」などと述べられている。これらの内容は、議会事務局の説明でも「地方議会議員の法的位置付けが明確でない中、議員報酬の在り方は地方自治法上の課題であり、三重県県政にとっても重要な課題である」としている。そうすると、当該調査研究活動は、県政に関する調査活動に資するものであると思料されるから、当該支出は違法ないしは不当な支出であると認めること

ができない。

また、用務が「議員報酬あり方調査会、ヒアリング、伊勢総合庁舎現場調査」とされている調査活動について、関係人調査回答では「議員報酬や政務調査費に関する自分の意見を述べ、調査会委員と意見交換した。11月会議での質問準備のため、現地を調査した。」旨が述べられている。よってこれについても県政に資するものであるということができ、当該支出は本件用途基準等に合致した事務処理であると思料されるから、当該支出は違法ないしは不当な支出ということとはできない。

#### (4) 調査研究費（第1の1(3)関係）

請求人は、松阪市内に居住する者はもちろんであるが、本県議会議員であれば当然行くべき祭りについてまで、政務調査と称してこれに要した経費まで政務調査費に計上しており、容認できない不当な支出であるなどと主張している。

しかし、収支報告書に添付された旅費等支出計算書には、平成24年2月19日分の用務については、「うきさと町の過疎地域の活性化事業の調査、美し国市町対抗駅伝応援による調査」、24年2月26日分の用務は「三雲町（松浦武四郎調査）、飯高町川俣（住民協議会活動調査）、大河内街づくり協議会調査」、そして、24年3月10日分の用務は「松阪観光振興調査（第4回宝恵籠道中）」と記載されており、請求人が主張する「祭り」との記載はない。

ところで、調査研究費の用途については、「議員が全人格的活動を行い、議員活動について政治責任を負っていることを考えれば、その調査対象は極めて広範なものにならざるを得ず、(略)関連性の要件も、原則として、その裁量権が尊重されなければならないから、飲食費であるとか家族旅行の旅費等のように一見明らかに市政とは無関係であるとか、極めて不相当な日程や著しく高額なもの等以外は、これを認めるのが相当である。そして、その裁量権の逸脱がある場合についてのみ、違法の問題が生じると言うべきである。」(札幌高裁平成19年2月9日)とされ、また、「政務調査費の使用が許される『議員の調査研究』(略)はこれを狭く解すべきではなく、明らかに議員の議会活動に反映・寄与しないあるいは反映・寄与の程度が相当に低いと認められる行為を除いて、直接及び間接に議員の議会活動に反映・寄与する行為であれば、これを広く政務調査費の使用が許される『議員の調査研究』(略)に当たるものと解すべきである。」(東京高裁平成21年9月29日)とされている。

よって調査研究費の支出については、議員等の広範な裁量に委ねられているというべきであり、裁量権の逸脱や濫用等があった場合にのみ、違法ないしは不当であると判断されるものと思料される。

他方、政務調査費を充てることに適さない例として、ガイドライン（「IV用途基準」の「2政務調査費を支出することが不適切と考えられる例」の「(1)政務調査

費を充当するのに適さない例」④及び⑤)は、それぞれ「私的活動経費への支出」、「挨拶、会食やテープカットだけの出席費用の支出」などを例示している。

ところで、関係人は、これらの調査研究活動を実施しているが、関係人調査回答では、平成24年2月19日分の調査内容について、「過疎化が進んだ宇気郷地区において、住民が進んで地域を盛り上げようとしている現場を視察し、地域協議会会長との意見交換を通じて、他の過疎地域でも参考になり得る示唆を得た。美し国みえ市町対抗駅伝に参加している選手・監督及び沿道の応援者から意見聴取を行い、この事業の実態を調査した。」旨が述べられ、また、24年2月26日分の調査内容については、「【午前】1 松浦武四郎祭りを視察し、松浦武四郎記念館館長、地元自治会長との意見交換を通じて、他の地域でも参考とし得る観光による活性化の取組を調査した。2 大河内地区住民協議会総会準備会を傍聴し、三重県内の各市町でも参考とし得る、取組事例を調査した。【午後】川俣地区まちづくり協議会が実施する地区行事の視察を行い、協議会メンバーとの意見交換により、住民が進んで事業を考えながら進めていける仕組みの実態を調査した。」旨が述べられ、更に、24年3月10日分の調査内容については、「伝統ある初午まつりの前夜祭として実施されている宝恵籠道中は、市民が発案した新しい祭りであるため、その実態を視察し、見物客からの意見聴取により、祭りを作り、続けていくことの意味を調査した。住民の工夫による新しい祭りが観光面での活性化につながるとの想いを強くした。」旨が述べられており、これらの説明に不合理な点は見受けられない。

そうすると、これらの各調査研究活動は、過疎地域の活性化、まちづくり、観光振興などいずれも県政上の政策課題に関連して、意見交換や意見聴取を交えて実施されたものといえることができるから、違法ないしは不当であるということとはできず、第3の2(3)に記載のとおり、調査研究活動については、その県政との関連性等も極めて広範な裁量の下に行われるものであるとされているところ、これらの各調査研究活動について、その実施に当たり関係人に裁量権の逸脱や濫用等があったとの事情を見出すことはできない。

よって、当該支出は違法ないしは不当であるとまでいうことはできない。

なお、第3の2(3)及び(4)については、いずれも用途項目を調査研究費とするものであり、その支出科目が旅費であるところ、これらの調査研究活動に係る旅費等支出計算書の支出内訳に記載された自家用車使用距離計数について道路地図距離計算ソフトで概測したところ、いずれも概ね適正なものであると認められた。

また、ガイドライン(「Ⅲ政務調査費の実務」の「3 収支報告書に添付する証拠書類等」の「(3) 領収書と同等と認められるもの」④)の規定する「ETCで高速道路等を利用した場合、利用区間と金額が明示されている高速道路会社等が発行する利用証明書及び利用区間と金額が明示されているクレジット会社が発行する請求明細書」についても適切に添付されていることを確認した。

更に、ガイドライン（「IV使途基準」の「5 政務調査費の支出の可否」の「(1) 旅費」の「①経費充当の優先順位」）は旅費について、公費等による旅費との重複支給を認めていないが、これらの有無についても確認したところ、いずれも当該事実は認められなかった。

#### (5) 研修費（第1の1(4) 関係）

請求人は、倫理研究所が主催する、宗教性の強い団体とすることができる倫理法人会による早朝会の会費を政務調査費として計上しているが、一般人が自己の研鑽のために参加する研修会の費用であって、県政に資するものではなく、これは到底容認できない違法性の高い不当な支出であると主張している。

文部科学省ホームページによれば、倫理研究所は、同省生涯学習政策局所管の社団法人であり、その目的としては「倫理の研究並びに実践普及により、生活の改善、道義の昂揚、文化の発展を図りもって民族の繁栄と人類の平和に資する。」とあり、展開している事業としては「社会教育施設である倫理研究所の運営、倫理思想の研究等」などと掲載されている。

また、三重県倫理法人会ホームページによれば、「倫理法人会は、実行によって直ちに正しさが証明できる純粋倫理を基底に、経営者の自己革新をはかり、心の経営をめざす人々のネットワークを拡げ、共尊共生の精神に則った健全な繁栄を実現し、地域社会の発展と美しい世界づくりに貢献することを目的とした団体である。」とされている。

ところで、ガイドライン（「IV使途基準」の「2 政務調査費を支出することが不適切と考えられる例」の「(1) 政務調査費を充当するのに適さない例」）に例示されているように、一般に会費を政務調査費に充てることが適切でないとされているのは、会費が当該団体の会員が当該団体の維持、運営のための経費を相互に負担するものであり、特定の団体の運営経費等を公費にて分担することは適当ではないとしたものと解される。

他方、団体には、当該団体から資料提供や講演参加等の便宜を受けるためには、会員となって会費を負担することを条件としている例も見受けられるから、当該団体の会員となることによって得られる効用が政務調査活動と一定の関連があると認められる場合には、会費の支出は、政務調査費の目的に適う場合もあり、会費の全てがその使途として不適切であるとまではいうことができない。

この点、三重県倫理法人会ホームページによれば、倫理法人会ではその活動内容の一つとして、経営者モーニングセミナーが毎週1回早朝6時から県内各地の会場で開催され、自らの生き方や組織のあり方を考えるための学びの場となっており、また、経営者の集い・ナイトセミナーでは、全国各地の会員企業人の講話を聴講できるなどの特典があるとされているところ、研修費の領収書等一覧によれば、当該



経費は「5・6月分倫理法人会研修会負担金」、「7月分倫理法人会研修会負担金」などと記載されていることから、関係人は主にこれらの研修会に参加することなどに要する経費として会費を支出し、これに政務調査費を充てているものと思料される。

以上のことから、これらの研修会の内容は、倫理、精神、人間や組織の在り方などに関するものであり、これが将来の政治等の在り方等についての知識や見聞を深めることができる側面を有するといえることができる。よって、これらが政務調査活動に全く必要でないあるいは有益でないとは認めがたいことから、当該支出は明らかに違法ないしは不当な支出であるとまでいうことはできない。

#### (6) 資料購入費（第1の1(5)関係）

請求人は、関係人が資料購入費のうち「その他資料購入費」として94,550円を支出しており、その中には日本建築学会資料年間購読料12,000円が含まれているが、これは関係人が建築士であるからであり、そのツケを県民の税金で支払わせようとするものである。また、他の新聞購読料等の82,550円についても、全て政務調査費が充てられており、これらについても税金で支払われることには疑問があるなどと主張している。

建築学会資料年間購読料に関して、当該資料の購読の動機やその内容について、関係人調査回答では「県のストック資産に関して専門的・学術的に調査するためのものである。建築物の耐震補強に関する学術的な調査や全国の公共施設の設計・施工例を調査することにより、三重県が行う公共建物の建築・改修を監視し、必要な提案を行うための資料として購読している。」とされている。

また、議会事務局の説明では、関係人は三重県議会において「建築士としての専門性を基に県立博物館建設に係るコスト削減について提案」したり、「伊勢総合庁舎整備工事に係る安全性の問題やそれに起因する移転補償費に関して、建築士としての専門性を発揮した質問」をしている旨が述べられている。

そうすると、これらの資料を購読することにより、建築に係る最新の研究成果や知見を修得することができ、議会事務局の説明にあるように、これらを基に質問等の議会活動にも反映・寄与するといえることができるから、県政の調査研究に資するための資料の購入であるといえる。よって、当該支出は違法ないしは不当な支出であるといえることはできない。

また、他の「その他資料購入費」の平成23年5月分ないし24年3月分の伊勢新聞購読料31,240円、23年6月分ないし24年3月分の読売新聞購読料30,070円、23年8月分ないし24年3月分のデジタル産経新聞アイチェーンストア購読料12,000円及び23年5月分ないし24年3月分の福岡政行カンファレンスボード購読料9,240円、合計金額82,550円についても、請求人は税金で支払われることには疑問があるなどと主張しているが、当該支出が違法ないしは不当であることにつ

いての証拠の提出はない。

ところで、「その他資料購入費」のうち新聞購読料に関しては、いわゆる全国紙については「県政との関連性が一般的に認められるというべきである」（仙台高裁平成23年9月30日）とされ、また、いわゆる地方紙についても、「議員としての調査研究活動に資する費用ということが出来る」（青森地裁平成19年5月25日）とされている。

更に、福岡政行カンファレンスボードは、福岡政行白鷗大学教授が主催する会員制のオフィシャルサイトであり、そのうち有料のコンテンツ（中身）として「今月の時流・潮流」「政局展望」「ゲストトーク」などが掲載され、その内容は、政治・経済・時事問題に対する見解を発信しているというものである。

以上のことから、これらの各資料は政治・経済等の動向やこれらに対する評論を内容としており、その購入は県政の調査研究に資するためのものではないとまではいうことができない。よって、当該支出は違法ないしは不当な支出であるということとはできない。

#### (7) 広報費（第1の1(6)関係）

請求人は、関係人の広報費の支出は、その内訳や添付された文書で判断すると、みんなの党の政党活動がほとんどであり、入会案内までである。また、封筒にはみんなの党との記載もあり、通信費を含めてこれらは全て政党から支出されるべきものであるなどと主張している。

##### ア 活動報告及び1月広報

関係人は、平成24年12月3日付けの収支報告書等修正届により、第2の2(6)イ(イ)に記載のとおり、活動報告及び1月広報にはそれぞれ政務調査活動に該当しない部分があるとして、活動報告については82%、1月広報については87%が、それぞれ政務調査費を充てることのできる部分であるとの、所要の修正が行われている。

そこで、当該按分が妥当なものであるかについて判断する。

広報費に関連して、ガイドライン（「IV使途基準」の「2 政務調査費を支出することが不適切と考えられる例」の「(1) 政務調査費を充当するのに適さない例」の「①政党活動経費への支出」、「②選挙活動経費への支出」、「③後援会活動経費への支出」及び「④私的活動経費への支出」）では、「政党の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用」、「選挙ビラ作成経費」、「後援会の広報誌・パンフレット・ビラ等の印刷及び発送費用」及び「議員個人の私的目的のために使用する経費」などが政務調査費を充てることに適切ではない例として挙げられている。

また、ガイドライン（「IV使途基準」の「3 按分に係る経費の取扱い」の「(1) 按分例」①）では、「印刷物の場合は使用面積割合で按分する。」とあり、更に、「IV

使途基準」の「5 政務調査費の支出の可否」の「(3) 広報費の支出の際の注意事項」  
「広報費として計上できる程度については、政務調査に係る部分の紙面（画面）割  
等で適切に按分をすることが必要です。」と規定している。

規程別表第2（第5条関係）では「議員が行う議会活動及び県政に関する政策等  
の広報活動に要する経費」と定めており、明らかに調査研究活動との関連性がない  
もの（青森地裁平成24年3月3日同旨）、当該普通地方公共団体の議会活動等に係  
るものでないもの（和歌山地裁平成24年3月27日同旨）、選挙活動に関するもの  
（神戸地裁平成23年5月11日同旨）、個人宣伝的な側面を有するもの（東京高裁  
平成22年11月5日同旨）及び後援会活動に関するものや私的内容に関するもの（横  
浜地裁平成24年1月18日同旨）などについては、政務調査費を充てることが適さ  
ないとされている。

これを基に活動報告について見ると、確かにその紙面の一部は、全国政党ないし  
は国政政党としてのみんなの党に関する記載部分、松阪市議会議員選挙に関する記  
載部分、関係人の私人としての側面についてPRする部分などに割かれている。

広報紙に関して広報費の支出の適否を判断するに当たっては、紙面上、政務調査  
費を充てることが許容される内容であるかについて客観的に看取り得るか否かを  
基準に判断すべきと思料されるところ、これらはいずれも議会活動又は県政に関す  
る政策等について広報するものであるとはいうことができない。

したがって、上記の各部分の記載に要する経費については、政務調査費をもって  
充てることが適切ではなく、本件使途基準等に照らして適切に按分し、政務調査費  
の充当には適さない部分の経費を控除のうえ、政務調査費を充てべきであるとい  
うことができる。

関係人は、第2の2(6)イ(イ)に記載のとおり関係書類の精査の結果、平成24  
年12月3日付け収支報告書等修正届の提出に伴い、活動報告関係分について20,666  
円、1月広報関係分について2,600円、合計金額23,266円を返還しているが、こ  
れら返還額算出の根拠となった按分の明細を確認したところ、関係人において政務  
調査費を充てることが不適切であると判断のうえ、充当対象外であるとして控除さ  
れた部分以外に、政務調査費を充てる対象から控除すべき部分は見受けられず、ま  
た、按分の明細に示された計算、削除率の算定及び按分率の算出も、いずれも概ね  
妥当なものであると認められる。

以上のことから、これらの取扱いは本件使途基準等に合致した事務処理であると  
認められることから、平成24年12月3日付け収支報告書等修正届の提出に伴う広  
報費関係分返還額を超えて、更に返還を要すべき金額は発生しないというべきであ  
る。

#### イ 封筒

封筒の使用目的については、関係人調査回答によれば、長形 3 号封筒は「県政報告会等の開催案内を文書として発送する際に使用する目的で作成した。」とされ、また、角形 2 号封筒は、「県政報告会等への参加者に対し、資料を持ち帰ってもらうために使用する目的で作成した。」とされている。

県政報告会に関する経費は、議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に係るものであるということができ、これらに要した経費を広報費に充てることは本件用途基準等に合致した事務処理であると認められる。

ところで、請求人はこれらの封筒には、みんなの党との記載もありこれらは全て政党から支出されるべきものであるなどと主張している。しかし、みんなの党は三重県議会の会派の名称でもあり、これらの支出は会派に係る政務調査費のうち、広報費として充当し得る性質の経費ということが出来るから、請求人の主張は当たらない。

よって、当該支出は違法ないしは不当な支出であるということとはできない。

#### ウ 通信費

葉書及び切手の購入に要した費用について、関係人調査回答によれば、「葉書は、県政報告会の案内で、出欠を確認するために往復葉書を使用した。」「切手は、県政報告会の案内を文書として郵送する際に使用したほか、県政に対する意見の返信用の封筒に貼付した。」とされている。

請求人は、当該支出が違法ないしは不当であることの証拠を提出することなく、これらの経費については政党から支出されるべきであるなどと主張しているが、県政報告会の案内等については、議会活動及び県政に関する政策等の広報活動に当たるべきであるから、これらに要する経費を広報費に係る政務調査費に充当するのは、本件用途基準等に適合した事務処理であるということが出来る。

よって、当該支出が違法ないしは不当な支出であるということとはできない。

- (8) 以上のことから、監査対象事項については、平成 24 年 12 月 3 日付け収支報告書等修正届の提出に伴い発生した返還額 133,798 円が、24 年 12 月 18 日に納入されたことにより、これを超えて更に三重県知事が関係人に対して返還を請求すべき金額は認められないことから、本件請求を棄却するものである。

#### 第 4 附言

政務調査費制度については、地方自治法の一部を改正する法律（平成 24 年法律第 72 号）が 24 年 9 月 5 日に公布され、政務調査費の名称を「政務活動費」に、交付の目的を「議会の議員の調査研究その他の活動に資するため」に改め、その用途が広げ

られるとともに、「政務活動費を充てることができる経費の範囲は、条例で定めなければならない。」こととされた。

また、「議長は、政務活動費については、その使途の透明性の確保に努めるものとする。」こととされた。

このことから、本改正の趣旨を踏まえ、政務活動費を充てることができる経費の範囲を条例で定める際は、県民の理解が十分得られるよう配慮するとともに、その運用に当たっては、適切な支出が行われ、県民に対し十分な説明責任を果たされるよう要望する。

## 公 告

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次の土地改良区から役員の退任及び就任の届出がありました。

平成25年1月8日

三重県知事 鈴木英敬

中勢用水土地改良区（津市納所520番地）

## 退任理事

津市東丸之内27番8号  
 亀山市野村3丁目8番3号  
 津市安濃町栗加457番地  
 // 高野尾町5285番地3  
 // 東丸之内27番地8号  
 亀山市野村3丁目8番3号  
 津市安濃町栗加457番地  
 // 河辺町1777番地  
 // 野田131番地  
 // 分部1009番地  
 // 高野尾町4296番地  
 // " " 1774番地  
 // 大里窪田町1160番地  
 // 大里山室町1435番地  
 亀山市三寺町49番地  
 津市河芸町中瀬307番地1  
 // " " 東千里626番地  
 // " " 北黒田88番地  
 // " " 三行1223番地  
 // 芸濃町棕本2793番地  
 // " " " 6120番地  
 // " " 林365番地  
 // " " 荻野951番地  
 // " " 忍田57番地  
 // 安濃町草生1513番地  
 // " " 浄土寺488番地  
 // " " 今徳682番地1  
 // " " 安濃1470番地  
 // " " 清水686番地  
 // " " 戸島727番地  
 // " " 田端上野540番地1

前葉泰幸  
 櫻井義之  
 海野武司  
 田中幸雄  
 倉田茂雄  
 青木正司  
 小菅和夫  
 田村宗博  
 長谷川寛治  
 杉井輝男  
 若菜政次  
 井ノ口俊明  
 佐脇功  
 中川隆幸  
 肥田岩男  
 松田柳一  
 後藤治  
 岡克美  
 須田純正  
 鈴木榮一  
 小粥文夫  
 鈴木宗男  
 松田與嗣  
 新開国太郎  
 若林富士郎  
 内藤孝  
 田中正美  
 小林正美  
 下井英雄  
 中川昭男  
 若畑鉦一

## 退任監事

津市安東町1341番地  
 // 芸濃町棕本575番地  
 // 安濃町栗加217番地

奥山久郎  
 横山嘉延  
 黒川清司

## 就任理事

津市東丸之内27番8号  
 亀山市野村3丁目8番3号  
 津市安濃町栗加457番地  
 // 高野尾町5285番地3

前葉泰幸  
 櫻井義之  
 海野武司  
 田中幸雄

津市渋見町 434 番地 1

〃 河辺町 1777 番地

〃 産品 400 番地

〃 神戸 1266 番地

〃 一身田大古曾 396 番地

〃 〃 豊野 868 番地

〃 栗真小川町 1594 番地

〃 高野尾町 1626 番地

〃 〃 4296 番地

〃 大里窪田町 1160 番地

〃 大里山室町 1435 番地

亀山市三寺町 49 番地

津市河芸町上野 783 番地

〃 〃 東千里 626 番地

〃 〃 南黒田 173 番地

〃 〃 三行 1223 番地

〃 芸濃町棕本 2793 番地

〃 〃 〃 6120 番地 1

〃 〃 林 365 番地

〃 〃 荻野 951 番地

〃 〃 忍田 57 番地

〃 安濃町草生 1469 番地

〃 〃 中川 749 番地

〃 〃 川西 22 番地

〃 〃 浄土寺 1061 番地

〃 〃 内多 2469 番地

〃 〃 曾根 658 番地

〃 〃 戸島 727 番地

〃 〃 大塚 522 番地

就任監事

津市安東町 1341 番地

〃 芸濃町棕本 1900 番地

〃 安濃町清水 647 番地

谷 口 宏

田 村 宗 博

野 田 輝 喜

杉 田 勝 美

田 中 睦 泰

森 川 晃 吉

西 口 輝 夫

田 中 康 章

若 菜 政 次

佐 脇 功

中 川 隆 幸

肥 田 岩 男

前 田 紀 男

後 藤 治

小 黒 敏 克

須 田 純 正

鈴 木 榮 一

小 粥 文 夫

鈴 木 宗 男

松 田 與 嗣

新 開 国 太 郎

清 水 清

斉 藤 一 巳

中 山 忠 男

野 田 喜 男

北 角 隆 信

伊 藤 一 夫

中 川 昭 男

倉 田 貞 嗣

奥 山 久 郎

横 山 和 俊

太 田 勲

宅地建物取引業法（昭和 27 年法律第 176 号）第 65 条第 2 項の規定により、次の宅地建物取引業者の業務の全部の停止を命じたので、同第 70 条第 1 項の規定により公告します。

平成 25 年 1 月 8 日

三重県知事 鈴木 英 敬

1 処分をした年月日

平成 24 年 12 月 21 日

2 処分を受けた者の商号又は名称、代表者の氏名、主たる事務所の所在地及び免許証番号

株式会社マルセンコーポレーション 代表取締役 大角 真崇

三重県桑名市南魚町 91 番地

三重県知事（2）第 3061 号

3 処分の内容

宅地建物取引業法第 65 条第 2 項の規定に基づく業務の全部の停止 14 日間

4 業務の全部の停止の期間

平成 25 年 1 月 8 日から同月 21 日まで

**特定調達公告**

次のとおり一般競争入札を行いますので、物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則（平成7年三重県規則第84号）第5条の規定により公告します。

平成25年1月8日

三重県知事 鈴木英敬

## 1 入札に付する事項

- (1) 借入物品及び数量  
カラー複写機 2台
- (2) 借入物品の特質等  
借入物品の性能等に関し、三重県知事が調達説明書（仕様書）で指定する特質等を有することが必要です。
- (3) 契約期間  
平成25年4月1日（月）から平成27年3月31日（火）まで
- (4) 納入場所  
三重県津市広明町13番地 三重県総務部法務・文書課（高速コピー担当）

## 2 入札参加者及び落札者に必要な資格

- (1) 競争入札参加資格  
当該競争入札に係る契約を締結する能力を有しない者又は破産者で復権を得ない者でないこと。
- (2) 落札資格  
ア 三重県から入札参加資格（指名）停止を受けている期間中でない者であること。  
イ 三重県物件関係落札資格停止要綱により落札資格停止措置を受けている期間中である者又は同要綱に定める落札資格停止要件に該当する者でないこと。  
ウ 三重県が賦課徴収する税又は地方消費税を滞納している者でないこと。

## 3 入札に関する事項

- (1) 本入札は、三重県物件等電子調達システム（以下「調達システム」といいます。）を利用して行いますが、書面により入札に参加することもできます。
- (2) 本入札は、開札事務を調達システムで行うため、書面により入札に参加する場合であっても、調達システムの利用登録が必要です。
- (3) 調達システム利用登録者が調達システムにより入札に参加した場合は、書面による入札への途中変更はできません。
- (4) 調達システムの障害等やむを得ない事情が生じた場合は、書面による入札に変更することがあります。
- (5) 調達システムの運用については、「三重県物件等電子調達システム運用基準」によります。

## 4 入札者及び落札候補者に求められる義務

入札に参加を希望する者は、事前に調達システムの利用登録申請を行い、(1)に掲げる申請書等を平成25年2月6日（水）17時までに、調達システムで入札する場合にあっては調達システムに登録し、書面による入札の場合にあっては5(1)の場所に提出し、入札参加資格確認結果の通知を受けなければなりません。また、落札候補者にあっては、同月22日（金）17時までに(2)から(5)までの書類を提出してください。

なお、提出した証明書等について説明を求められた場合は、これに応じなければなりません。

- (1) 三重県物件関係競争入札参加及び落札資格に関する要綱第3条第1項に定める申請書
- (2) 消費税及び地方消費税についての「納税証明書（その3 未納税額のない証明用）」（所管税務署が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (3) 三重県内に本支店又は営業所等を有する事業者にあつては、「納税確認書」（三重県の県税事務所が過去6月以内に発行したものです。）の写し
- (4) 仕様書に掲げる機能を有することを示す「機能証明書」
- (5) 仕様書に掲げるメンテナンス体制が整備されていることを示す「メンテナンスサービス体制証明書」

## 5 入札手続等に関する事項

- (1) 担当部局  
〒514-8570 三重県津市広明町13番地  
三重県総務部法務・文書課訟務グループ 担当 辻



電話 059-224-2163 ファクシミリ 059-224-3304

(2) 契約条項を示す場所

(1)に同じです。

(3) 調達システム担当部局

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

三重県出納局会計支援課企画支援グループ システム担当

電話 059-224-2785/2787 ファクシミリ 059-224-2784

(4) 調達説明書（仕様書）の配布方法

本公告日から平成 25 年 2 月 5 日（火）まで調達システムにより提供します。

(5) 入札参加資格確認結果の通知

平成 25 年 2 月 12 日（火）までに通知します。

(6) 入札書提出の日時及び場所

ア 調達システムによる入札書受付期間は、以下のとおりです。

入札参加資格確認結果の通知の日から平成 25 年 2 月 19 日（火）10 時まで

イ 書面による入札の場合は、一般書留又は簡易書留により、調達案件名を朱書きの上、三重県庁内郵便局留めで郵送してください。

提出締切日時 平成 25 年 2 月 19 日（火）10 時

なお、三重県庁内郵便局へは平成 25 年 2 月 12 日（火）から同月 19 日（火）10 時までの間に到着するように投函してください。

送付先

〒514-8570 三重県津市広明町 13 番地

宛 先 三重県庁内郵便局留

受取人 三重県総務部法務・文書課訟務グループ

案件名 カラー複写機賃貸借契約

(7) 開札の日時及び場所

日時 平成 25 年 2 月 19 日（火）11 時

場所 三重県津市広明町 13 番地

三重県本庁舎 厚生棟 1 階 入札室

(8) 入札方法等に関する事項

ア 入札書の記載

入札書の記載に当たっては、入札書に記載された金額の 100 分の 5 に相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって契約金額としますので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約希望金額の 105 分の 100 に相当する金額を記載するものとします。

イ 入札保証金

入札保証金は、入札価格の 100 分の 5 以上の額とします。ただし、三重県会計規則（平成 18 年三重県規則第 69 号。以下「規則」といいます。）第 67 条第 2 項各号のいずれかに該当する場合は、免除します。

ウ 契約保証金

契約保証金は、契約金額の 100 分の 10 以上の額とします。ただし、会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）第 17 条の規定による更生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）第 21 条の規定による再生手続開始の申立てをしている者若しくは申立てをされている者（以下これらを「更生（再生）手続中の者」といいます。）のうち三重県建設工事等入札参加資格の再審査に係る認定を受けた者（会社更生法第 199 条第 1 項の更生計画の認可又は民事再生法第 174 条第 1 項の再生計画の認可が決定されるまでの者に限ります。）が契約の相手方となる場合は、納付する契約保証金の額は、契約金額の 100 分の 30 以上とします。

また、規則第 75 条第 4 項各号のいずれかに該当する場合は、契約保証金を免除します。ただし、規則第 75 条第 4 項第 1 号、第 2 号又は第 4 号に該当する場合を除き、更生（再生）手続中の者については、契約保証金を免除しません。

エ 落札者の決定方法

落札者は、本公告に示した物品を納入できると三重県知事が判断した入札者であって、規則第 65 条の規

定により定められた予定価格の制限の範囲内において最低の価格をもって入札を行った者としします。

オ 入札の無効

本公告に示した入札参加者及び落札者に必要な資格のない者、入札者に求められる義務を履行しなかった者並びに規則第 71 条各号のいずれかに該当する者の提出した入札書は、無効とします。

6 その他

- (1) 入札及び契約の手続において使用する言語及び通貨

日本語及び日本国通貨に限ります。

- (2) 契約書作成の要否

要

- (3) 入札の中止等

天災その他やむを得ない事由により入札又は開札を行うことができないときは、本入札を延期又は中止することがあります。

また、入札者が 1 者だけの場合は、本入札を中止することがあります。

なお、上記の場合における費用は、入札者の負担とします。

- (4) 苦情申立て

参加資格の確認その他の手続に不服がある場合は、三重県知事に対して苦情申立てを行うことができます。

なお、政府調達に関する協定違反と判断される調達に関する苦情申立ては、政府調達に関する苦情の処理手続（平成 11 年三重県告示第 230 号）に基づき、三重県政府調達苦情検討委員会（連絡先：出納局出納総務課（三重県政府調達苦情検討委員会事務局）、電話 059-224-2771）に行うことができます。

本件調達手続において、政府調達協定に係る苦情の申立てがあり、三重県政府調達苦情検討委員会が契約締結の停止等を要請した場合は、本件調達手続の停止等を行うことがあります。

- (5) 申請書又は提出書類に虚偽の記載をした場合は、不誠実な行為とみなし三重県物件関係落札資格停止要綱に基づく落札資格停止を行うことがあります。

- (6) 本入札及び契約締結後において、不正又は不誠実な行為が判明した場合は落札資格停止や契約解除等の厳正な措置を講じます。

- (7) 本入札に係る詳細は、調達説明書（仕様書）によります。

7 Summary

- (1) Nature and Quantity of the Products to be leased :

Color Copy Machine (2 units)

- (2) Bid Submission Deadline

(Electronic submission via the internet)

Bids submitted electronically must be received by 10:00 A.M. on Tuesday, February, 19, 2013.

(Submission by registered mail)

Bids submitted by registered mail must be received at the appointed post office between Tuesday, February, 12, 2013 and 10:00 A.M. on Tuesday, February, 19, 2013.

- (3) Date and Time for the Open Bidding :

The meeting for the open bidding will begin promptly at 11:00 A.M. on Tuesday, February, 19, 2013.

- (4) Managing Authority :

Legal Affairs and Documents Division, Department of General Affairs, Mie Prefecture

13 Komei-cho, Tsu city, Mie, 514-8570, Japan

TEL:059-224-2163

---

発行 三 重 県

三重県津市広明町 13 番地  
三重県総務部法務・文書課  
電話 059-224-2163

三重県公報は三重県ホームページにも掲載しています。 <http://www.pref.mie.lg.jp/>

---